

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬（クロラントラニリプロール）の残留基準設定）に係る意見の募集について

1 法人名	一般社団法人 北海道消費者協会
2 所在地	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
3 意見	<p>【1】 食品中の残留農薬基準設定においては、国民の健康と生命を守る立場と共に、環境や生態系に及ぼす影響も考慮し、極力厳格な基準値設定が求められているところである。</p> <p>【2】 しかし、今回の基準値の改正案をみると、158食品中「現行基準値通り」及び「規制強化」が9割近くを占めているものの、小麦・そば等の食する機会の多い「食品」に係る基準値は、大幅に緩和されている。</p> <p>【3】 特に小麦・大麦・ライ麦・そば・その他の穀類の5食品は現行基準値に比べ300倍に引き上げられる等、とうてい容認できるものではない。</p> <p>【4】 また、今回の見直しは輸入関連企業からの要請によるものと言われているが、結果的に、外圧により国民の健康と生命に重大な影響を与えるのは国民不在の安全行政と言わざるを得ない。</p> <p>【5】 小麦等の18食品の大幅な規制緩和を撤回し、少なくとも現行の基準値通りとすべきである。</p>

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬（クロチアニジン）の残留基準設定）に係る意見の募集について

1 法人名	一般社団法人 北海道消費者協会
2 所在地	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
3 意見	<p>【1】食品中の残留農薬基準設定においては、国民の健康と生命を守る立場と共に、環境や生態系に及ぼす影響も考慮し極力厳格な基準値設定が求められているところである。</p> <p>【2】しかし、今回の基準値の改正案をみると、3割を超える食品が規制緩和されている。</p> <p>【3】特に食する機会が多い「ほうれんそう」は1.3倍、「にんじん」は1.0倍、「鶏の食用部分」は5倍等の規制緩和となっており、とうてい容認できるものではない。</p> <p>【4】野菜等53食品の大幅な規制緩和を撤回し、少なくとも現行の基準値通りとすべきである。</p>

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（案）」（食品中の動物医薬品（ラサロシド）の残留基準設定）に係る意見の募集について

1 法人名	一般社団法人 北海道消費者協会
2 所在地	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
3 意見	<p>【1】 食品中の動物用医薬品の残留基準については、国民の健康と生命を守る立場から、極力厳格な基準値設定が求められているところである。</p> <p>【2】 しかし、今回の基準値の改正案をみると、37食品中「現行基準値通り」及び「規制強化」が8割近くを占めているものの、「鶏の卵」、「鶏の食用部分」等食する機会の多い「食品」に係る基準値は大幅に緩和されている。</p> <p>【3】 特に「鶏の卵」、「鶏の食用部分」の2食品は現行基準値に比べ40倍～10倍に引き上げられる等、とうてい容認できるものではない。</p> <p>【4】 また、今回の見直しは輸入関連企業からの要請によるものと言われているが、結果的に、外圧により国民の健康と生命に重大な影響を与えるのは国民不在の安全行政と言わざるを得ない。</p> <p>【5】 鶏の卵等の7食品の大幅な規制緩和を撤回し、少なくとも現行の基準値通りとすべきである。</p>